

練馬区告示第 **511** 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により特別区道路線の供用をつぎのように開始する。

なお、その関係図面は、令和8年10月5日から起算して15日間、本区土木部管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年10月5日

練馬区長 吉 田 健 一

路線名	区 間	起 点 終 点	変更前 後の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	増 面 積 (平方メートル)
① 31-222	練馬区	三原台 三丁目 1173番 3地先	変更前	4.38	8.98	———
	練馬区	三原台 三丁目 1173番 3地先 まで	変更後	5.01 から 5.02	8.98	5.45
② 31-222	練馬区	三原台 三丁目 1173番 11地先	変更前	4.39 から 4.40	9.77	———
	練馬区	三原台 三丁目 1173番 11地先 まで	変更後	5.00 から 5.01	9.77	5.65

特別区道路線供用開始図

三原台 三丁目 地内

縮尺 600分の1

- 特別区道および区有通路
- 供用開始部分

